機密性２　完全性２　可用性２

法務省民総民二第７６９号
平成２３年３月２５日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局総務課長
法務省民事局民事第二課長

不動産登記規則第１２４条第４項等の規定により従前の登記記録の権利部の相当区を閉鎖する場合の登記事務の取扱いについて（通知）

平成２２年５月１７日付け民総・民二第１１５１号により通知した標記の取扱いについては，不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２３年法務省令第５号）の施行をもって廃止しますので，通知します。

なお，当該省令の施行後は，改正後の不動産登記規則第１２４条第４項等の規定に基づき取り扱うこととなりますので，申し添えます。